

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

第7次小田原市総合計画

おだわら 協創 プラン

第1期実行計画

1 地域福祉

目指す姿

地域全体に互いを気遣う関係性が広がり、共に支え合う地域の活動が盛んに行われています。また、複雑な困り事や生きづらさを抱える人に対する支援が幅広く行き届き、誰もが住み慣れた場所で、安心して生き生きと暮らし続けることができます。



地区のサロン活動

現状と課題

- 小田原市地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現を目指した施策を推進しています。その一環として、住民参加により地域福祉活動に取り組む方々への支援を行うほか、地域住民が直面する複雑・複合化した生活課題に対応するための相談支援体制の整備にも力を注いでいます。様々な施策を通じて、地域社会における多様な支え合いの仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。
- 単身高齢者世帯の増加や地縁、家族関係の希薄化など社会環境の変化が進む中、地域コミュニティ等との接点もなく社会的に孤立し、潜在している生活課題を抱える方を早期に把握して適切な支援につなげる取組など、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、支援の入口となる相談支援体制の確保や質の向上を図る必要があります。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、緩やかに見守り合い、支え合い、助け合うことのできる地域コミュニティを維持することが望まれます。
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会を中心に、地域コミュニティ組織やボランティア団体などが多様な地域福祉活動に取り組んでいます。今後、更に活動を継続・拡充していく上で、担い手の確保と育成が課題となっています。
- 生活保護利用世帯は微増傾向にあり、生活困窮者が抱える複雑・多様化した個別の課題に応じて、寄り添いながら支援を行っていく必要があります。

関連する個別計画

・第4期小田原市地域福祉計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	民生委員児童委員の充足率(単年)	(令和6年度) 96.2%	維持 →	(令和10年度) 96.2%
2	地区ケアタウン活動事業として各地区で取り組む活動数(1地区当たり)(累計)	(令和6年度) 1.27件	増 ↗	(令和10年度) 1.50件
3	生活保護利用者の就労支援事業対象者における就労決定率(単年)	(令和6年度) 34.8%	増 ↗	(令和10年度) 50.0%

関連部局 福祉健康部



詳細施策 101

包括的な相談支援体制の充実

- 社会福祉法の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用するなどして、高齢、障がい、生活困窮など分野ごとの相談支援機関の協働、社会参加に向けた支援等を一体的に進め、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに応える包括的な支援体制を整備します。
- 成年後見制度の利用など、福祉的な支援が必要な地域住民の権利擁護に関する相談支援や普及啓発を進めます。

主な取組

- 多機関の協働による支援
- 地域福祉相談支援
- 参加支援の実施
- おだわら成年後見支援センターの運営

詳細施策 102

地域福祉活動の支援

- 地域福祉の基盤を支える社会福祉協議会と民生委員児童委員の活動を支援することを通じて、多様な主体が参画する支え合いの地域づくりを促進します。
- すべての人が見守り、支え合って安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指して、各地区が主体的に取り組むサロン、生活応援及び担い手育成等の活動を促進します。

主な取組

- 地域福祉計画の策定・推進
- 市社会福祉協議会の運営支援
- 民生委員児童委員協議会の運営
- 地域の福祉活動の促進・支援
- 避難行動要支援者の支援
- 社会福祉センターの管理運営

詳細施策 103

セーフティネットの充実

- 日常生活や社会生活、経済的自立といった広い視点により、生活保護利用者の個別の課題に応じた支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援を入口として、生活困窮者の日常生活や社会生活、経済的自立を生活保護に至る前の段階で支援します。
- 各医療保険制度の適正な運営に努め、セーフティネット機能を充実させます。

主な取組

- 生活困窮者の自立支援
- 生活保護の実施
- 福祉給付金や弔慰金・見舞金等の支給
- 国民年金の届出や請求事務
- 国民健康保険や後期高齢者医療の安定的な事業運営
- 国民健康保険料の収納率向上に向けた取組

3年間で
取り組むこと

3年間で
取り組むこと

3年間で
取り組むこと

2 高齢者福祉

目指す姿

高齢者が自分らしく年を重ね、地域で自立した生活を営み、心身ともに健康で、安心して生活を送ることができています。



アクティブシニア応援ポイント事業の様子

現状と課題

- 高齢者が意欲と能力に応じて元気に活動を続け、地域の活力につながるよう、プロダクティブ・エイジング※4を促進しています。引き続き、高齢者の経験を生かした活躍の場の充実を推進する仕組みづくりが必要です。
- 高齢者が日常生活を送る上で、地域の中核的な相談窓口として、複雑・複合化した相談が増加している地域包括支援センターの安定した運営を支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けていくための環境整備が求められています。
- 要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護(介護予防)サービスの利用量は、年々増加しています。

関連する個別計画

・第9期おだわら高齢者福祉介護計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	アクティブシニア応援ポイント事業 年間延べ参加者数(単年)	(令和6年度) 2,003人	増	(令和10年度) 2,967人
2	地域包括支援センターの 総合相談件数(単年)	(令和6年度) 31,115件	増	(令和10年度) 54,034件
3	要支援・要介護認定者の 更新申請認定結果における 維持・改善率(単年)	(令和6年度) 71.3%	増	(令和10年度) 73.3%

関連部局 福祉健康部



詳細施策 201

生きがいづくりの促進

- アクティブシニア応援ポイント事業では受入施設や事業をより多くの分野に広げ、意欲的に活動へ参加しやすくなるための選択肢を増やします。
- 就業の機会を提供するシルバー人材センターや社会奉仕活動などの地域活動に取り組む老人クラブを支援し、生きがいづくりと地域社会への参加を促進します。

主な
取組

- アクティブシニア応援ポイント事業
- シルバー人材センターの運営支援
- 老人クラブの活動支援
- 敬老事業・長寿祝の実施
- 生きがいふれあいセンターの管理運営

詳細施策 202

高齢者支援・相談体制の充実

- 地域包括支援センターの安定した運営を支援し、地域の相談拠点としての機能を確保します。
- 地域ケア会議を開催し、複雑・複合化したケースの事例検討の積み重ねや日常生活圏域の地域特有の課題を明らかにします。あわせて、市全体の共通課題の検討や地域資源の開発を通じて高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援をします。
- 高齢者を支える家族介護者に対して、介護方法や介護予防を習得する教室を開催するほか、紙おむつ等の支給を行います。
- 買い物支援など高齢者の日常生活を支援するサービスの広がりを把握するなど、様々な主体によって高齢者の自立した日常生活を支える体制を整備します。
- 認知症の方を地域社会で支えるため、認知症をにんちしよう会などへの活動を支援するほか、若年層に対する認知症の正しい理解の普及促進を図ります。

主な
取組

- 地域ケア会議の開催
- 地域包括支援センターの運営
- 終活講演会の開催
- 認知症関連施策の推進
- 家族介護者や在宅生活の支援
- 高齢者虐待への対応

詳細施策 203

介護サービスの提供

- 介護サービスに対する需要は、認定者数の増加とともに、今後も伸びていくと思われることから、必要な供給量の確保に努めます。
- 高齢者の自立支援・重度化防止につながる介護サービスが提供できるよう、介護保険事業所に対する支援等により、サービスの質の向上に努めます。

主な
取組

- 介護保険事業の運営
- 要介護認定の審査
- 介護サービスの利用に応じた給付
- 訪問型サービス・通所型サービスの提供
- ケアプラン点検事業の実施
- 介護保険事業所への支援

用語解説

※4 **プロダクティブ・エイジング**
1975年にアメリカの老年学の権威であるロバート・バトラー博士が提唱した理念。高齢者が労働やボランティア活動によって社会に貢献し、充実した生活を送ること。

3 障がい福祉

目指す姿

障がい者が必要とするときに、必要な障がい福祉サービスを安心して利用できているとともに、障がいがある人もない人も、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしています。



ウォークイベントに参加するみなさん

現状と課題

- 障がい者が、自分自身でできる力を最大限に育てられるよう、ライフステージや障がい状態の変化に合わせた適切なサービス利用を促すには、自己決定を支える相談支援体制が重要です。しかし、本市の計画相談の利用率は、成人で7割、児童で3割と県内他市と比較して低いとため、専門性の高い福祉人材の育成が必要です。
- 障がい者も地域で支え合う主体として、地域との交流も含め様々なコミュニティとつながることを目指し、啓発イベント等を実施していますが、地域社会における障がい者への理解が十分とはいえない状況です。
- 障害福祉サービスの利用者数は年々増加しており、限られた地域の事業所で必要なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに合った需給バランスや、サービスの利用基準の適正化を目指しています。また、各事業所の人手不足などにより障がいの程度が重い方を受け入れることが難しい現状があるため、福祉に携わる人材の確保や専門性の向上が課題となっています。
- 障がい者の自立を促進するため、福祉的就労から一般就労へのステップアップに向けて、就労移行支援の利用促進を図っています。また、就労継続支援を利用している方が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、新設された就労選択支援の活用を図ることも重要です。

関連する個別計画

- ・第3期おだわら障がい者基本計画
- ・第7期小田原市障がい福祉計画
- ・第3期小田原市障がい児福祉計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	障がい者総合相談支援センターへの相談人数（単年）	（令和6年度） 577人	増 ↗	（令和10年度） 640人
2	普及啓発イベントの参加者数（単年）	（令和6年度） 469人	増 ↗	（令和10年度） 520人
3	計画相談支援の利用者数（単年）	（令和6年度） 1,217人	増 ↗	（令和10年度） 1,400人
4	訓練等給付を経て就職した人数（単年）	（令和6年度） 37人	増 ↗	（令和10年度） 50人

関連部局 福祉健康部



3
年間
で
取
組
む
こ
と

詳細施策 301 障がい者支援・相談支援体制の充実

- 障がい者総合相談支援センター及び基幹相談支援センターを体制の中核として、関係機関等との連携体制を構築し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。あわせて、民間相談支援事業所等への専門的な指導、助言を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及び家族支援の充実を図ります。
- 障害者自立支援協議会において、障がい者等への支援体制に関する課題及び情報を共有し、体制の充実を図ります。
- 重度障がい者を地域で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点の受入対象の拡充を図ります。

主
な
取
組
み

- 障がい者基本計画の策定・推進
- おだわら障がい者総合相談支援センタークローバーの運営
- 基幹相談支援センターの運営
- 精神障がい者ピアサポート事業※5展開
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置

3
年間
で
取
組
む
こ
と

詳細施策 302 障がい者権利擁護の推進

- 地域住民や団体等への障がいに関する普及啓発活動を通じて、障がいを理由とした差別の解消や合理的配慮の提供を促進し、障がい及び障がい者への理解を深め、地域社会における「障がい」の受容力を高めます。
- 障がい者虐待の防止や早期発見、早期対応のための体制を整えます。
- 必要とする人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援し、制度の理解促進を図るための普及啓発に取り組みます。

取
主
組
な

- おだわらハートフェスタの開催
- おだわらつながる福祉展の開催
- 成年後見制度の普及啓発

3
年間
で
取
組
む
こ
と

詳細施策 303 障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスを必要とする方が適正に利用できるよう、公平な給付に向けた支給決定を図ります。
- 障がい者の就労に向けて、就労移行支援の利用促進や、適切な時期のステップアップ支援を進めます。
- 必要とする方が施設入所でき、希望する方が安心して一人暮らし等ができるよう、地域生活への移行支援を進めます。
- 福祉人材の確保や事業所の専門性向上に向けて、需給バランスの安定や事業者への支援策の拡充を検討します。

主
な
取
組
み

- 障害福祉サービスや障害児通所支援の給付
- 医療的ケア児へのサービス提供支援
- 障害者手当等の給付、医療費助成
- グループホームの家賃助成
- 就労に向けた支援や通所交通費の助成
- 障がい者福祉施設の運営支援

3
年間
で
取
組
む
こ
と

詳細施策 304 障がい者社会参加の促進

- 障がい者の就労を推進するため、障がい者に係る就労全般の相談に応じ、支援する就労相談事業を実施します。
- 農業に従事することで自信や生きがいを獲得し、社会参加を促進する農福連携事業を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関や商工会議所の事業者等と連携し、一体となって障がい者雇用の促進に努めます。
- 障がいのある人もない人も気軽に参加できるパラスポーツをはじめとする、スポーツ・レクリエーション事業を実施します。

取
主
組
な

- 就労相談の実施
- 農福連携の推進
- スポーツ・レクリエーションの場の提供
- 障がい者福祉タクシー等の利用費助成
- 手話奉仕員養成講座等の開催

用語解説

※5 ピアサポート事業
ピアとは「仲間、対等な立場の人」という意味。ピアサポートは、障がい当事者が自らの経験を生かして仲間同士支え合うこと。ピアサポート事業とは、それらの活動をする方たちを養成する事業のこと。

施策

4 健康づくり

目指す姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージで自分の思い描く生活を送り、心身ともに健康で希望を持って暮らすことができます。



健康おだわら普及員定例会

現状と課題

- 脳血管疾患や心疾患などの循環器系疾患の死亡率が高いことから、その要因となる高血圧への対策が必要です。
- 自らの健康状態を把握するための健康診査やがん検診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、各種健診(検診)の受診率の向上を図る必要があります。
- 特定健診の受診率(30.7%)は、神奈川県市町村国保の受診率(30.8%・令和5年度)と比較するとほぼ同水準にありますが、国の設定する高い目標値(60%)の達成に向け、健診受診の重要性を更に周知していく必要があります。
- 80歳で20本以上の歯を持つ人の割合や、歯科健診の受診率が全国平均や神奈川県平均と比較し低いことから、全身の様々な健康につながる歯の健康と口腔機能を維持するために歯科保健の推進強化が必要です。
- 本市の推定1日食塩摂取量が国の目標値と比較し高いことから、自然に健康的な食事がとれる環境づくりを進めていく必要があります。
- 運動習慣者の割合が国の目標値と比較し低いことから、運動に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 70歳の高齢者が対象の介護予防把握事業で判明している、口腔リスク、物忘れリスク、こころのリスクが高いなどの傾向を踏まえ、一般介護予防事業を見直し実施していく必要があります。

関連する個別計画

- ・第2期小田原市健康増進計画
- ・第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画
- ・第9期おだわら高齢者福祉介護計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
1	特定健診の受診率(単年)	(令和6年度) 30.7%	増 ↗	(令和10年度) 60%
2	健康相談件数(単年)	(令和6年度) 5,541人	増 ↗	(令和10年度) 5,700人
3	健康教育参加者数(単年)	(令和6年度) 5,719人	増 ↗	(令和10年度) 5,800人
4	食育サポートメイトの人数(単年)	(令和6年度) 36人	増 ↗	(令和10年度) 44人
5	一般介護予防事業への参加者数(延べ人数)(単年)	(令和6年度) 39,069人	増 ↗	(令和10年度) 44,636人

関連部局 福祉健康部、教育部



詳細施策 401 保健予防の充実

- 健康診査事業では受診率向上のため、市民への啓発を広報やイベント、SNS・動画配信などのデジタルメディアを活用して行います。
- がん検診事業では、受診率向上を目指し啓発活動や予約しやすい体制整備を行い、小田原医師会と連携して早期発見・治療に努めます。
- 特定健診・保健指導事業では啓発活動や受診推奨を丁寧に行うことで、健康づくりへの住民意識を向上させ、医療機関と連携し包括的な健康管理を支援します。
- 第3期データヘルス計画の中間評価を実施し、その結果を基に取組を見直し、目標達成に向けて計画を推進します。

取主 訪問保健指導の実施 特定健康診査・がん検診等の実施 予防接種の実施
組な データヘルス計画の推進

3年間で
取り組むこと

詳細施策 402 健康増進

- 健康相談や健康教育では専門職による支援や生活改善指導を行い、地域での相談対応や病態別健康教育を通じて市民の健康づくりを支援します。
- 各種保健事業から得られるデータの分析に継続的に取り組み、市民の健康状態の把握に努めます。
- 地域の運動資源を活用し、医療と連携した安全で効果的な運動や、0次予防※6の観点も踏まえながら市民が取り組みやすい運動環境の充実を図ります。

主 生活習慣病の予防・改善に向けた健康教育・健康相談の実施 高血圧対策プロジェクトと歯科保健の推進
な 熱中症予防に係る情報伝達やクーリングシェルター※7の指定 健康おだわら普及員による保健事業
取 地域自殺対策の強化 医療と連携した運動環境の充実

3年間で
取り組むこと

詳細施策 403 介護予防

- 高齢者が要介護、要支援状態になることを防ぎ、いつまでも自分らしい生活を続けるため、65歳以上の方を対象に、高齢者筋力向上トレーニング事業、高齢者体操教室等の一般介護予防事業を実施します。
- 第10期おだわら高齢者福祉介護計画の策定に合わせ、介護予防・日常生活支援総合事業の課題を捉え、新たな事業体系で高齢者の介護予防の意識の向上や主体的な取組の創出等に取り組めます。

主 高齢者筋力向上トレーニング事業等の実施 地域リハビリテーション活動の支援
な 栄養教室の開催 高齢者の介護予防等に取り組む「ふれあい担い手」の発掘・育成
取 認知症予防事業の実施

3年間で
取り組むこと

詳細施策 404 食育の推進

- イベント等の様々な機会を活用し、市の健康課題解決に向けた減塩や野菜摂取量増加に関する普及啓発を実施します。
- 食育推進のための庁内連絡会や食育推進団体連絡会において各食育活動報告の共有をします。
- 小田原市食育サポートメイト※8を養成するための講座や育成を目的とした研修を実施します。
- 小田原市食育サポートメイトと連携した保育園等への食育訪問を実施します。

取主 食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施 親子料理教室など食育活動の実践
組な 各小中学校における食に関する指導の実施 学校給食試食会を通じた食育の啓発

3年間で
取り組むこと

用語解説

※6 0次予防
自然と健康的な行動や生活習慣が取れるような環境を整えること。

※7 クーリングシェルター
熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために、冷房設備が整っている施設を市があらかじめ指定することにより、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに暑さをしのぐ場所として開放する施設のこと。

※8 食育サポートメイト
食育サポートメイト養成講座を受講し、本市の食生活改善推進を目的として、食育実践活動等の食生活を中心とした健康づくり活動を、地域において組織的に行っている人。

施策 5 こども・子育て支援

目指す姿

妊娠期から青年期までの支援に取り組む関係者が連携し、切れ目のない支援が実施されているとともに、出産や子育てなどに関する不安感や負担感が軽減され、安心して子育てができています。



育児相談

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、孤独感・孤立感を抱いている子育て当事者が存在します。
- 貧困、障がい・医療的ケア児、児童虐待、ヤングケアラー※⁹、いじめ、不登校、ひきこもりなど、生活面や精神面で困難を抱えるこども・若者に対する支援の拡充が必要です。
- おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにー」へ妊娠期から青壮年期までの相談支援機能を集約するとともに、保育所・幼稚園、学校など各機関と連携し、切れ目のない支援を実施していますが、施設を知らないこども・若者や保護者も多く、一層の周知が必要です。また、支援を一層強化するため、関係機関との連携強化、専門性の向上及び人員確保、安心して相談できる環境整備が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化や児童手当・医療費助成の拡充など、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた取組を順次実施してきましたが、引き続き経済的な負担を感じている世帯が存在しており、経済的支援の強化が求められています。
- 地域には、子育て世帯を支援する団体や、子育て当事者や若者による団体など、様々な活動主体が存在しますが、活動の継続に必要な資金の確保や活動拠点の維持など、様々な課題を抱えています。また、そうした活動に参画したり、活動を立ち上げたいと考える子育て当事者もいますが、既存の活動に関する情報が得にくいなど、障壁となっています。

関連する個別計画

・小田原市こども計画

成果目標

	指標	基準値	目標の方向性	目標値
		(令和6年度)		(令和10年度)
1	子育て支援センター利用者数(単年)	21,415組	増 ↗	23,000組
2	ファミリー・サポート・センターの支援会員数(単年)	278人	増 ↗	318人
3	児童相談取扱件数(単年)	734件	増 ↗	848件
		(令和6年度)		(令和10年度)

関連部局 子ども若者部



詳細施策 501

こどもを育てやすい環境の充実

- 小田原の未来を担うこどもたちが、自分らしく幸せに生き育っていくまちを地域全体で創造していきます。
- 子育て世帯が孤独感や孤立感を抱くことがないよう、子育てを地域社会全体で支援する体制の形成や子育てに関する情報提供の充実を図ります。
- ひとり親家庭などへの自立や就労支援のほか、出産・子育てに係る子育て世帯の負担感・不安感の軽減に向けた支援の充実を図り、安心して子育てできる環境を確立します。

- 主な取組
- 子育て支援センター、地域子育てひろば等の運営
 - ファミリー・サポート・センターの運営
 - 多様な集団活動事業の利用支援
 - 子ども医療費等の助成と児童手当・児童扶養手当の支給
 - 母子家庭等の自立支援
 - 紙おむつの無償配布

詳細施策 502

切れ目のない支援体制の推進

- 子育て当事者が、安心してこどもを産み、育てることができるよう、必要な支援施策の充実を図ります。
- 妊娠期から乳幼児期、学齢期、青壮年期に至るまでのライフステージに沿った切れ目のない相談支援を強化するため、母子保健と児童福祉の連携をより一層進め、子育て世帯に寄り添った相談支援を行います。

- 主な取組
- おだわら子ども若者教育支援センターの運営
 - 妊産婦等への支援の充実や育児相談
 - 乳幼児健康診査の実施
 - 早期発達支援の実施
 - ヤングケアラーへの支援
 - つくしんぼ教室の運営

用語解説

※9 ヤングケアラー
家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

協働プロジェクト

まちづくりの目標の達成に向けて、本計画では、分野ごとに整理した30の施策体系に基づき取組を推進していきます。しかし、社会課題の多様化・複雑化が進む中においては、個々の施策が単独で機能するのではなく、相互に関連し合いながら推進されることで、より高い効果を生み出すことが求められています。また、人的・財政的資源に制約がある状況においては、一つの事業や取組が複数の施策目標や社会課題に寄与するよう、横断的な視点で取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画では、市民や地域団体、企業など多様な主体との連携を前提として進める取組を「協働プロジェクト」として位置付けます。

誰もが笑顔で暮らせる、

すべての分野を体系的に網羅

施策体系（30の施策）

【縦軸】

いのちを大切に
する小田原

自然環境の恵み
があふれる小田原

未来を拓く人
が育ち、地域の絆
が結ばれる小田原

地域経済が好循環し、
多彩な資源が花開く小田原

安心して暮らす
ことができる小田原

【30の施策体系と協働プロジェクトの関係性】

「協働プロジェクト」は、多様な主体がそれぞれの強みや資源を持ち寄り、共に未来を創る協働の実践です。単なる行政主導の事業の枠を超えて、地域社会に関わる多様な主体が、課題の発見や企画、実行等の各段階において共に知恵を出し合いながら取組を進めていきます。

協働プロジェクトは、社会課題の構造や地域特性を踏まえ、横断性と実効性を重視して設定しました。その上で、SDGsの三側面（経済・社会・環境）それぞれの視点を踏まえつつ、多様な主体との協働が不可欠となるテーマを整理し、7つのプロジェクトを抽出しています。

地域の持続可能性を支える基盤的な要素を持つ協働プロジェクトの推進を通じて、地域に存在する人材や知見、ネットワーク、自然環境、歴史・文化資産、なりわいなどの資源を最大限に生かし、行政単独では生み出し得ない相乗効果の創出を目指します。また、取組を共に動かし、共に育てることで、事業の持続性や発展性を高め、将来都市像「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現につなげていきます。

愛すべきふるさと小田原

テーマごとに施策を横断

協働プロジェクト プロジェクト名	関連部局	関連施策	SDGs		
			経済	社会	環境
ケアタウンの実現	福祉健康部、子ども若者部、市民部	地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、こども・子育て支援、子育て、市民活動・地域活動		◎	
地域循環共生圏の構築	環境部	自然共生、脱炭素	○	○	◎
こども未来共創	子ども若者部、市民部、教育部	こども・子育て支援、子育て、学校教育、市民活動・地域活動		◎	
人と地域のつながり創出	市民部、福祉健康部、子ども若者部、経済部、教育部	地域福祉、子育て、学校教育、市民活動・地域活動、農林業		◎	
地産地消による地域経済循環	経済部、教育部、企画部	学校教育、地域経済、農林業、水産業、観光	◎	○	○
小田原ならではの文化によるまちづくり	文化部、経済部	観光、文化、歴史資産	○	◎	
未来を創る都市デザイン	都市部	都市基盤	○	◎	

◎ 特に寄与するもの ○ 寄与するもの

【横軸】

【協働プロジェクトの関連部局と関連施策、SDGsの三側面の関係性】

1 ケアタウンの実現

プロジェクト概要

すべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境などの状況の違いに関わらず、住み慣れた地域で相互に見守り、助け合い、自分らしさを大切にして暮らし、必要なときには確実に支援を受けることができる仕組みを、市民、団体、事業者、行政が相互に連携・協力し合って整えることで、誰一人取り残さない支え合いのまち「ケアタウン」をつくり上げていきます。

主なアクション

1 地域福祉計画の策定と推進

- 第5期小田原市地域福祉計画の策定(令和8年度策定予定)に際して、そのテーマを「ケアタウンの実現」とし、改めてケアタウンの理念とその実現のための方向性、具体的な施策を位置付けます。同計画の策定後は関連施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 同計画の策定及び推進に際しては、小田原市社会福祉協議会が同時に策定する小田原市地域福祉活動計画との協調・連携を図ります。

2 つなぎ、つながる相談支援の推進

- 単身高齢者の増加や地縁、家族関係の希薄化などの社会環境の変化に伴い、個人や世帯が抱える生活課題が複雑・複合化している状況に対応するため、高齢、障がい、こども・若者、生活困窮など分野ごとの相談支援機関が連携・協働して課題解決に向けた支援を行う、包括的な相談支援体制を整備します。(社会福祉法の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用)
- 包括支援庁内連携担当者会議や関係課長会議、個別のケース支援を通じて、相談支援機関の連携・協働を共通認識のものとし、様々な生活課題を抱える市民からの相談に対応します。あわせて、支援者が困難ケースを抱え込んで孤立しないよう支援者支援(チーム支援)を機能させます。

3 地域主体の支え合い活動の促進

- 市内各地区で地域主体の実践的な支え合いと交流の活動が定着している一方で、地域へのニーズがますます拡大し、担い手不足等の課題が深刻になっている状況を踏まえ、持続可能な地域福祉活動がニーズに応じて実践されるよう、活動費助成等の見直しや拡充により、地域への支援を強化します。
- 地域福祉活動に取り組む団体や担い手に伴走しながら、その活動を支援するチーム体制を整備し、地域の実情に即して様々な主体や資源をつなぎ、新たな活動の立ち上げや担い手の参画を調整するなどの地域支援の取組を進めます。

今後の展開

主なアクション	第1期実行計画			第2期実行計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1 地域福祉計画の策定と推進	市民意識調査						
	第5期計画策定						
	第5期計画の進捗管理						
					市民意識調査		
					第6期計画策定		
					第6期計画の進捗管理		
	▼シンポジウム				▼シンポジウム		
	ケアタウン関係所管会議体による連絡調整、職員研修(年2回ずつ)						
2 つなぎ、つながる相談支援の推進							
	庁内連携会議、多機関協働、個別ケース対応を通じた分野横断的な支援の充実						
	職員研修等による相談支援スキルの向上						
3 地域主体の支え合い活動の促進	地区ケアタウン活動事業の見直し・拡充						
	地区ケアタウン活動事業、地域活動参加促進事業の実施						
	地域支援のチーム体制による地域活動の促進・支援						
					次期計画における取組方針の検討		



■ つなぎり支え合う日常(イメージ)



■ 多機関による支援方針の検討



■ 移動販売による買い物支援



第7次小田原市総合計画

おだわら **協創** プラン

第1期実行計画

発行 令和8(2026年)年3月
発行 者 小田原市
編集 集 小田原市企画部企画政策課
〒250-8555 小田原市荻窪300番地 ☎0465-33-1253
デザイン・印刷 株式会社アイアールエス

